

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四条第三号、第二十八条、第二十九条、第三十八条、第三十八条の六第一項（同法第三十八条の三十一第四項において準用する場合も含む。）及び第三十八条の三十三第一項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>〔1〕〔3〕 略〕</p> <p>(14) タイヤ空気圧モニタリングシステム（主として自動車に開設する無線局の無線設備であつて、タイヤ空気圧の状況等に関する情報のデータ伝送を自動的に行うものをいう。次条第三号の二において同じ。）用又はキーレスエントリーシステム（主として自動車の操作及び管理の用に供する無線通信を行う無線設備をいう。同号において同じ。）用で使用されるものであつて、<u>四三三・〇五MHz</u>を超え<u>四三四・七九MHz</u>以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔三十一 略〕</p> <p>第六条の二 法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一三 略〕</p> <p>三の二 タイヤ空気圧モニタリングシステム及びキーレスエントリーシステムの無線局の無線設備であつて、識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの</p> <p>〔四・五 略〕</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔1〕〔3〕 同上〕</p> <p>(14) タイヤ空気圧モニタリングシステム（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定するタイヤ空気圧モニタリングシステムをいう。）又はキーレスエントリーシステム（<u>同号ロに規定するキーレスエントリーシステム</u>をいう。）であつて、<u>四三三・七九五MHz</u>を超え<u>四三四・〇四五MHz</u>以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔三十一 同上〕</p> <p>第六条の二 「同上」</p> <p>〔一三 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔四・五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		許容偏差	
送信設備		上限(パーセント)	下限(パーセント)
八	次に掲げる送信設備	[略]	[略]
(一)	略	[略]	[略]
(二)	一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、一六九・三九	[略]	[略]

(混信防止機能)
 第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。
 〔一・二 略〕
 三 特定小電力無線局(施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。)については、次に掲げる機能
 イ 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下及び四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下を除く。)又は二、四〇〇MHz以上MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、次に掲げる機能
 〔1・2 略〕
 ロ 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下又は四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、次に掲げる機能
 (1) 第四十九条の十四第五号イに規定する国際輸送用データ伝送設備及び国際輸送用データ制御設備を使用する無線局にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能
 (2) 施行規則第六条第四項第二号(4)に規定するタイヤ空気圧モニタリングシステム及びビキ―レスエントリシステムを使用する無線局にあつては、施行規則第六条の二第三号の二に規定する機能
 〔ハ・ニ 略〕
 〔四〇十二 略〕
 (空中線電力の許容偏差)
 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

		許容偏差	
送信設備		上限(パーセント)	下限(パーセント)
八	次に掲げる送信設備	[略]	[略]
(一)	同上	[同上]	[同上]
(二)	一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、一六九・三九	[同上]	[同上]

(混信防止機能)
 第九条の四 [同上]
 〔一・二 同上〕
 三 [同上]
 イ 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。)若しくは二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
 〔1・2 同上〕
 ロ 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能
 [新設]
 [新設]
 [ハ・ニ 同上]
 [四〇十二 同上]
 (空中線電力の許容偏差)
 第十四条 [同上]

<p>MHzを超え一六九・八一MHz以下、三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下又は四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備</p> <p>〔三・四 略〕</p>	〔略〕	〔略〕
--	-----	-----

〔25 略〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

〔25 18 略〕

19 三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下又は四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

〔表略〕

〔20 35 略〕

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下、四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの
- 〔イ〜ヘ 略〕

〔二5 四 略〕

五 四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する国際輸送用データ伝送設備(国際輸送用貨物(コンテナ又はパレット)その他これらに類する輸送用器具を

<p>MHzを超え一六九・八一MHz以下、三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備</p> <p>〔三・四 同上〕</p>	〔同上〕	〔同上〕
---	------	------

〔25 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔同上〕

〔25 18 同上〕

19 三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下若しくは四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

〔表同上〕

〔20 35 同上〕

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 〔同上〕

- 一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの
- 〔イ〜ヘ 同上〕

〔二5 四 同上〕

五 四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 国際輸送用データ伝送設備(国際輸送用貨物(コンテナ又はパレット)その他これらに類する輸送用器具を含む。以下同じ。)に設置される無線設備であつて、国際輸送用貨物に

含む。以下このイにおいて同じ。)に設置される無線設備であつて、国際輸送用貨物に関する情報の伝送を行うものをいう。以下この号において同じ。)及び国際輸送用データ制御設備(主として港湾、空港その他輸送網の拠点となる場所において使用される無線設備であつて、国際輸送用データ伝送設備の始動又は停止及び国際輸送用貨物に関する情報の伝送を行うものをいう。以下この号において同じ。)は、それぞれの筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、国際輸送用データ制御設備の電源設備及び制御装置は、この限りではない。

【削る】

ロ 四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する国際輸送用データ伝送設備及び国際輸送用データ制御設備は、給電線及び接地装置を有しないこと。

ク 〔略〕

クニ 〔略〕

【六〇十五 〔略〕】

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

【表略】

【注1～33 略】

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

【(1) 略】

(2) 312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.05MHzを超え434.79MHz以下、915.9MHz以上929.7MHz以下(一の単位チャネルを使用するものに限る。)、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下(第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局を除く。)、60GHzを超え61GHz以下(第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局に限る。)、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線

関する情報の伝送を行うものをいう。以下同じ。)及び国際輸送用データ制御設備(主として港湾、空港その他輸送網の拠点となる場所において使用される無線設備であつて、国際輸送用データ伝送設備の始動又は停止及び国際輸送用貨物に関する情報の伝送を行うものをいう。以下同じ。)は、それぞれの筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、国際輸送用データ制御設備の電源設備及び制御装置は、この限りではない。

ロ 四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するタイヤ空気圧モニタリングシステム(主として自動車に開設する無線局の無線設備であつて、タイヤ空気圧の状況等に関する情報のデータ伝送を自動的に行うものをいう。)又はキースエントリシステム(主として自動車の操作及び管理の用に供する無線通信を行う無線局の無線設備をいう。)は、それぞれの筐体に収められており、かつ、空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ハ 給電線及び接地装置を有しないこと。

ニ 〔同上〕

クニ 〔同上〕

【六〇十五 〔略〕】

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

【表同左】

【注1～33 同左】

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

【(1) 同左】

(2) 312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.07MHzを超え434.17MHz以下、915.9MHz以上929.7MHz以下(一の単位チャネルを使用するものに限る。)、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下(第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局を除く。)、60GHzを超え61GHz以下(第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局に限る。)、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線

設備

[(3)～(6) 略]

[35～58 略]

別表第三号 (第7条関係)

[1～21 略]

22 特定ラジオアマイクの陸上移動局 (1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、デジタル特定ラジオアマイクの陸上移動局 (1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下 (312MHzを超え315.25MHz以下、433.05MHzを超え434.79MHz以下及び ψ 915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。)、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局及び小電力セキユリテイシステムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び ψ 18に規定する値にかかわらず、その平均電力が $2.5\mu\text{W}$ 以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオアマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオアマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び ψ 18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 312MHzを超え315.25MHz以下又は433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数の電波を使用するもの (施行規則第6条第4項第2号4に規定する無線局の無線設備のものに限る。)

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1 GHz以下 (433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数を除く。)	任意の100kHz幅で250mW以下
1 GHzを超えるもの	任意の1 MHz幅で1 μ W以下

注 不要発射の強度の許容値は、等価平方輻射電力の値とする。

[24～72 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は標記である。

設備

[(3)～(6) 同左]

[35～58 同左]

別表第三号 (第7条関係)

[1～21 同左]

22 特定ラジオアマイクの陸上移動局 (1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、デジタル特定ラジオアマイクの陸上移動局 (1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下 (312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び ψ 915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。)、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局及び小電力セキユリテイシステムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び ψ 18に規定する値にかかわらず、その平均電力が $2.5\mu\text{W}$ 以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオアマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオアマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び ψ 18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 312MHzを超え315.25MHz以下又は433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1)・(2) 同左]

(3) 433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用するもの (第49条の14第5号ロに規定する無線設備のものに限る。)

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1 GHz以下 (433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数を除く。)	任意の100kHz幅で250mW以下
1 GHzを超えるもの	任意の1 MHz幅で1 μ W以下

注 [同左]

[24～72 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は標記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四（第七号及び第十二号に係る部分に限る。）に規定するものに限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定するものに限る。）、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備</p> <p>三 前項第八号（設備規則第四十九条の十四（第一号（三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この号において同じ。）、第五号（施行規則第六条第四項第二号（四）に規定する無線局に使用するものに限る。以下この号において同じ。）、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）に規定するものに限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三（五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、第四十七号の二、第四十七号の三、第七十八号及び第七十九号に掲げる特定無線設備であつて、自動車内に設置するもの（受信設備を含む。）及びこれらを通信の相手方とするもの。ただし、自動車内に設置するものを通信の相手方とするものにあつては、前項第八号（設備規則第四十九条の十四（第一号及び第五号に係る部分に限る。）に規定するものに限る。）及び第四十七号の三に掲げる特定無線設備に限る。）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>「(1)・(2) 略」</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> <p>「表略」</p> <p>注</p>	<p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する無線局に限る。）、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備</p> <p>「新設」</p> <p>別表第一号 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「(1)・(2) 同上」</p> <p>「同上」</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 「同上」</p> <p>「表同上」</p> <p>注</p>
--	---

<p>〔1〕4 略〕</p> <p>5 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・〇七MHzを超え四三四・七九MHz以下（施行規則第六条第四項第二号ロに規定する特定小電力無線局に限る。）、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下（施行規則第六条第四項第二号ロに規定する特定小電力無線局を除く。）、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。）、六〇GHzを超え六一GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。）又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。</p> <p>〔6〕24 略〕</p> <p>〔イ〕ウ 略〕</p> <p>〔二〕三 略〕</p>	<p>〔1〕4 同上〕</p> <p>5 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局を除く。）、四三三・七九MHzを超え四三四・〇五MHz以下（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。）、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。）、六〇GHzを超え六一GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。）又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。</p> <p>〔6〕24 同上〕</p> <p>〔イ〕ウ 同上〕</p> <p>〔二〕三 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>特定小電力無線局の電波の型式及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>〔一〕十三 略</p> <p>十四 タイヤ空気圧モニタリングシステム用及びキーレスエントリーシステム用</p>			
周波数	空中線電力	周波数	空中線電力
四三三・〇五MHzを超え 四三四・七九MHz以下	〔略〕	四三三・九二MHz	〔同上〕
備考	備考	備考	備考
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>〔注 略〕</p> <p>〔注 同上〕</p>			

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第五号ハの規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

「一 略」

二 送信時間制限装置は、次のとおりであること。

- 1 送信時間制限装置（四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下（施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局の無線設備に限る。）、九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下及び五七GHzを超え六四GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するものに限る。）の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

〔2・3 略〕

- 4 四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局のものに限る。）の送信時間制限装置は、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下であること。また、周期的な送信（継続的パースト送信をいう。）を行うものにあつては、電波を放射してから一秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、一ミリ秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

「三 七 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「二 同上」

二 〔同上〕

- 1 送信時間制限装置（四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下（設備規則第四十九条の十四第五号に規定するものに限る。）、九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下及び五七GHzを超え六四GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するものに限る。）の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

〔2・3 同上〕

- 4 四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の十四第五号に規定するものに限る。）の送信時間制限装置は、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下であること。また、周期的な送信を行うものにあつては、電波を放射してから一秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、一ミリ秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

「三 七 同上」

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

第 四 條

第 五 條

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
【略】	【略】
九の二 433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第6条第4項第2号Ⅳに規定する無線局のものをいう。）	1.74MHz
【略】	【略】

【同左】

特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
【同左】	【同左】
九の二 433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第5号ロに規定するものをいう。）	250kHz
【同左】	【同左】

【注 同左】

【注 略】

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

後 出 後	後 出 後																
<p>[1 略]</p> <p>2 特定小電力無線局</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1268 181 1305 405">周波数</td> <td data-bbox="1268 405 1305 1077">指定周波数帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 181 1268 405">[略]</td> <td data-bbox="1236 405 1268 1077">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 181 1236 405">433.92MHz</td> <td data-bbox="1173 405 1236 1077">433.67MHzから434.17MHzまで (注1)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1141 181 1173 405">[略]</td> <td data-bbox="1141 405 1173 1077">433.05MHzから434.79MHzまで (注2)</td> </tr> </table> <p>注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 施行規則第6条第4項第2号(4)に規定する特定小電力無線局に限る。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>[3～6 略]</p>	周波数	指定周波数帯	[略]	[略]	433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで (注1)	[略]	433.05MHzから434.79MHzまで (注2)	<p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1268 1167 1305 1391">周波数</td> <td data-bbox="1268 1391 1305 2063">指定周波数帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 1167 1268 1391">[同左]</td> <td data-bbox="1236 1391 1268 2063">[同左]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1167 1236 1391">433.92MHz</td> <td data-bbox="1173 1391 1236 2063">433.67MHzから434.17MHzまで (注1)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1141 1167 1173 1391">[同左]</td> <td data-bbox="1141 1391 1173 2063">433.795MHzから434.045MHzまで (注2)</td> </tr> </table> <p>注</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。</p> <p>[3・4 同左]</p> <p>[3～6 同左]</p>	周波数	指定周波数帯	[同左]	[同左]	433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで (注1)	[同左]	433.795MHzから434.045MHzまで (注2)
周波数	指定周波数帯																
[略]	[略]																
433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで (注1)																
[略]	433.05MHzから434.79MHzまで (注2)																
周波数	指定周波数帯																
[同左]	[同左]																
433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで (注1)																
[同左]	433.795MHzから434.045MHzまで (注2)																